

FT トクちゃん新聞

Vol.135

12月号

新メンバーの紹介追加。
HP見てみてください。

徳野会計事務所

〒530-0054
大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階
tel: 06-6809-2205
fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



◆ アンケート

徳野



ご協力ありがとうございました！個別にいただいたご意見につきましては、個別に対応させていただきます。やはり、ご意見をお聞かせいただくのは重要なことだと再確認いたしました。総論としては2点あります。

①弊社からの情報提供

この点、改善の余地があるようです。量とタイミングと方法について、検討してまいります。



②「調査が来にくくなるという書面」

書面添付制度というものですが、こちらにご興味がある方が多かったです。要するに、**税務署が調査に来て書類を見て確認したいポイント**を、**事前に会計事務所が確認してますよ、ということを書いておく書面**です。

確認作業にかかる時間と責任が増しますので、従来の決算料とは**別に料金がかかる**ことになるのですが、希望するお客様が選択できるように、**オプションサービスとして確立**してまいります。

◆ 法定調書

廣島



経理・総務の方は、年末にかけて、年末調整業務に追われることと思います。年末調整のあとは、法定調書の作成がありますが、法定調書がどういふものかご存知でしょうか？
法定調書の種類は、60種類あるのですが(多いですね！)、多くの事業者の方が作成される主なものは、次の6種類です。

- 1.給与所得の源泉徴収票
- 2.退職所得の源泉徴収票
- 3.報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 4.不動産の使用料等の支払調書
- 5.不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 6.不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

税務署は、一定の支払いがあった時の事実を、これらの書類で確認し、正確に把握しようとしています。

弊社に、年末調整業務／法定調書の作成をご依頼頂いているお客様には、士業へのお支払い、家賃等の支払い状況を一覧にしてお送りいただいておりますが、それらはこの法定調書を作成するための資料です。ご面倒な作業ですが、正確な書類作成のためご協力をお願いします！

お客様で作成される方は、漏れないように法定調書の提出が必要な支払いをよくご確認ください。経理・総務の方にとっては、年末調整→法定調書の提出までバタバタとする時期ですが、無理が出ないように事前の準備を早めにして、お体大事にしてくださいね！

◆ 産休中や育休中の社会保険料

北岡



社会保険の「**産前産後休業保険料免除制度**」や「**育児休業保険料免除制度**」を申出することにより、**産休中や育休中の社会保険料が免除(事業主負担分含む)**になります。

この制度は、通常の給与だけでなく**賞与も適用対象**となります。
よって支給される給与・賞与から控除されるのは**雇用保険料、所得税のみ**となります。

産休中の社会保険料免除期間は、**産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月**までです(産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月までとなります)。

一方、**育休**の場合は、**育児休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月**までの期間です(育児休業終了日が月の末日の場合は育児休業終了月までとなります)。



詳細は年金事務所までお問い合わせください。

◆ 税務スケジュール(12月)

伊藤



12月10日(月)

- ・11月分 源泉所得税の納付
- ・11月分 住民税の納付(特別徴収)

1月4日(金)

- ・法人税・消費税の確定申告・納税《10月決算法人》
- ・法人税・消費税の予定申告・納税《4月決算法人》
- ・消費税3か月ごとの中間申告《1月・4月・7月》
- ・11月分社会保険料の納付

12月25日(火)

- ・固定資産税・都市計画税 第3期分《大阪市》
- ※固定資産税・都市計画税の納付期限は地域により異なります。
念のため管轄の自治体へご確認ください。

確定申告の資料のご準備をお願い致します。

ご不明な点がありましたら、各担当へご連絡ください！



◆ 電子メール等による労働条件の明示

小笠原



雇用契約を締結する際、会社は労働基準法の定めに従い労働条件を明示する必要がありますが、明示する労働条件の下記6項目については、書面で行うことが義務付けられていました。しかし、労働基準法施行規則改正に伴い2019年4月より書面以外で明示する方法も認められることになりました。

<書面による明示と義務付けられていたもの>

- ①労働契約の期間に関する事項
 - ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
 - ③就業の場所及び従業すべき業務に関する事項
 - ④退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
 - ⑤始業、終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休暇に関する事項
 - ⑥賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項
- ★パートやアルバイトの方へは、パートタイム労働法によりさらに4項目の書面による明示が必要でした。

※従業員の希望があり、従業員自身が電子メール等の記録を出力し、書面作成が可能なものに
限ります。

労働条件通知書を書面で作成するにあたり、多くの時間を割いている会社様はこの機会にご一考下さい。



◆ お会計の度に聞く必要はありません

信貴



2019年10月から開始される消費税の軽減税率制度において飲食料品は
お店で食べると消費税10%、お持ち帰りなら8%徴収されると決まっていますが、
すべてのお客様に店内飲食か持ち帰りかを質問する必要はありません。例えば、
「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」、
「休憩スペースを利用して飲食する場合はお申し出ください」
といった**掲示**を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行えば良いということが
国税庁への質問と回答で明らかになりました。

レジの方の負担軽減になるお話ですので、ぜひ貼り紙などご活用下さい。



◆ スタッフより

岩佐



初めまして
平成30年8月17日に入社しました 岩佐いずみ と
申します。
会計事務所での経験は長いのですが、まだまだ知識
不足の事が多く、日々勉強させて頂いています。
今後は一日でも早く、スタッフの一員として、お客様は
じめ会社の皆様のお役に立てます様、成長して行き
たいと思っています。
どうぞ宜しくお願い致します。



◆ クイズ

神原



2019年10月1日より、
消費税率10%に上げられることが決まりましたね。
消費税は、**国税分**と**地方税分**を合わせた税率のことで
10%のうち、国税分は何%でしょうか？

- ① 5.5% ② 6.3% ③ 7.0% ④ 7.8%



～答え ④～

	現行8%	10%	軽減税率
国税	6.3%	7.8%	6.24%
地方税	1.7%	2.2%	1.76%

② 6.3%は、現行 8%の国税分にあたります。
10月1日～ 同時に実施される軽減税率も、
現行と同じ 8%ですが、うち国税分は6.24%なので
経理処理ではその区別をすることが必要になります。